

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の趣旨

我が国の自殺者数は、人口動態統計によると、平成10年に31,755人となり、前年と比較して8,261人の大幅な増加となりました。その後も、3万人前後で推移し、平成15年には32,109人となりました。

このような状況を受け、国は平成18年に「自殺対策基本法」を制定するとともに、翌平成19年には国の自殺対策の指針となる「自殺総合対策大綱」を制定しました。国を挙げて自殺対策が総合的に推進された結果、自殺が広く社会の問題として認識されていき、自殺者数は平成22年に3万人を下回り、以降、減少傾向に転じました。

「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」に向けて、自殺対策を一層効果的に推進するために、国は自殺対策基本法を平成28年に改正しました。それにより、すべての都道府県・市町村が自殺対策計画を策定することが義務付けられました。また、平成29年には自殺総合対策大綱も見直され、地域レベルの実践的な取組の推進や、子ども・若者・勤務問題に対する自殺対策の更なる推進が新たに加えられました。これらの取組の結果、自殺者数は減少し、令和元年には年間自殺者数が19,425人にまで減少しました。

しかし、令和2年には自殺者数が11年ぶりに増加に転じ、前年と比較して818人増加の20,243人となりました。その後、増加傾向は続き令和4年には21,252人となっています。男女別の内訳をみると、男性は減少傾向にある一方で、女性が増加傾向にあります。この背景として、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等により、経済・生活問題や勤務問題等の自殺の要因になりかねない問題が悪化したことなどが指摘されています。

このような状況において、国は、自殺総合対策大綱を令和4年に見直しました。子ども・若者の自殺対策の更なる推進や、女性に対する支援の強化、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進のほか、社会全体の自殺リスクを低下させるための相談体制の充実、相談窓口や情報のわかりやすい発信、居場所づくりの推進、職場におけるメンタルヘルス対策の推進や長時間労働の是正等、幅広い総合的な対策を打ち出しています。

また、令和5年4月に開設されたこども家庭庁においては、令和5年6月に「こどもの自殺対策緊急強化プラン」が示され、こどもの自殺の要因分析や、自殺リスクの早期発見、電話・SNS等を活用した相談体制の整備のほか、遺されたこどもへの支援等の取組を進めていくことが示されました。

加えて、令和6年4月に「孤独・孤立対策推進法」や「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行されます。

一方、本市においても、平成14年以降、自殺対策の強化を進め、平成31年に第1期横浜市自殺対策計画を策定しました。各種の統計データの解析結果等に基づきながら、地域におけるネットワークの強化、ゲートキーパー¹の養成、普及啓発の推進、自死遺族支援、相談支援体制の強化を行ってきました。この度、本市の過去の取組の成果や課題を踏まえながら、国の新しい制度の動向や、新型コロナウイルス感染症等により顕在化した心理的・社会的な課題を考慮に入れ、更なる自殺対策の推進を図ることを目的として、「第2期横浜市自殺対策計画」を策定することとしました。

¹ ゲートキーパーとは、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人のことです。

2 計画の位置付け

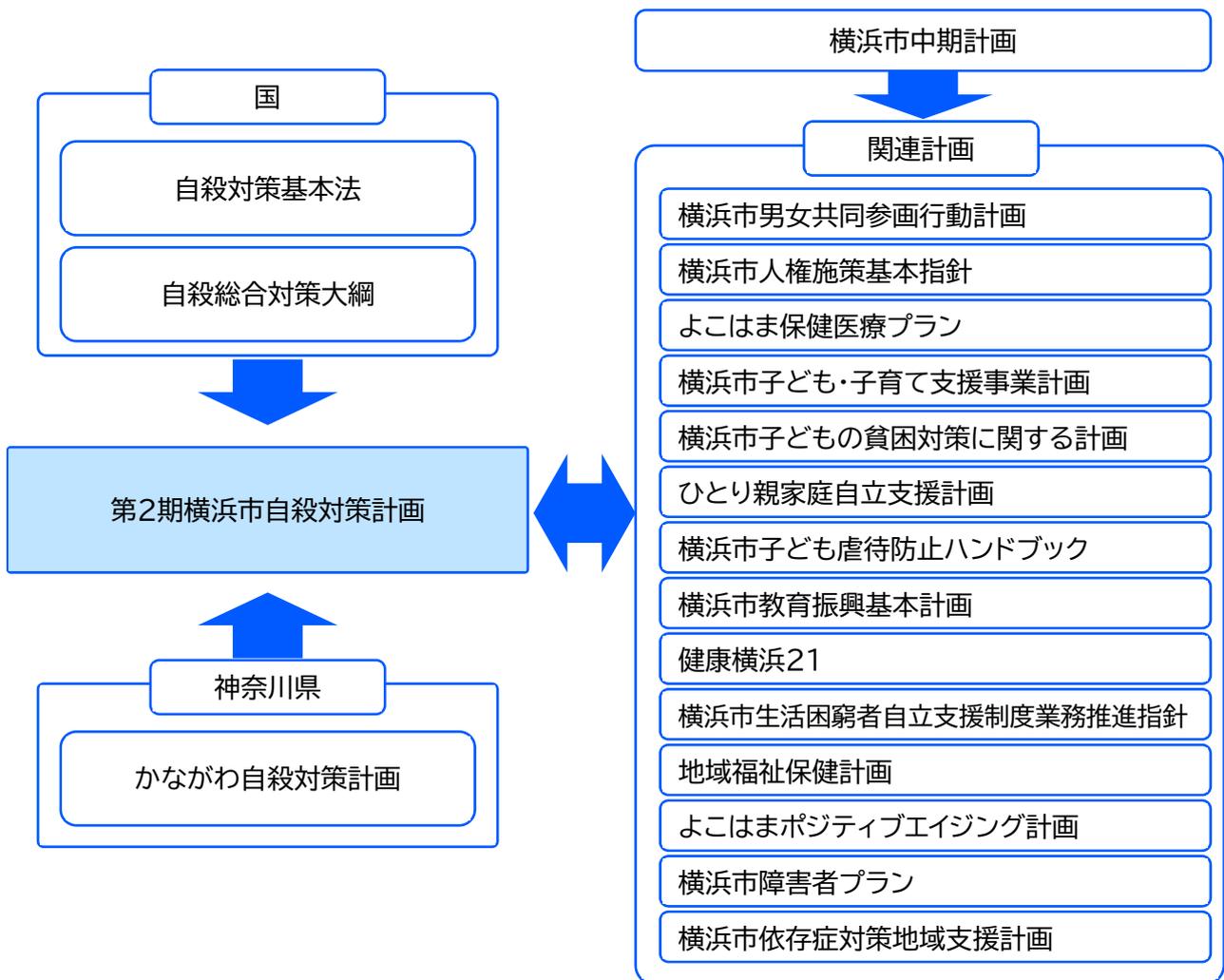
(1) 法制度や他の計画等との関係

本計画は、平成28年に改正された自殺対策基本法第13条第2項に定める「市町村自殺対策計画」として策定するものです。

また、「横浜市中期計画」では、政策14「暮らしと自立の支援」において、「困難を抱えた人を早期に適切な支援につなげることで、誰もが自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指します」と掲げており、令和6年に自殺死亡率²を11.3とすることを目標にしています。

その他にも、横浜市男女共同参画行動計画、よこはま保健医療プラン、横浜市子ども・子育て支援事業計画、地域福祉保健計画、横浜市依存症対策地域支援計画等の計画とも整合性を図りながら、計画を策定しています。加えて、横浜市人権施策基本指針や横浜市生活困窮者自立支援制度業務推進指針等とも整合性を図っています。関連計画・関係部局と連携を図り、分野横断的な視点から自殺対策を推進することで、総合的な施策展開を進めることとしています。

図表 1-1 他の計画等との関係



² 「自殺死亡率」とは、人口10万人当たりの自殺者数です。

(2) SDGs との関係

SDGs の17の目標は、世界の都市に共通した普遍的な課題であり、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、環境・経済・社会の三側面の統合的取組に重点が置かれ、地方自治体も含んだ幅広い関係者の連携が重視されています。

本市では、国から選定を受けた「SDGs 未来都市」として、あらゆる施策において SDGs を意識して取り組み、環境・経済・社会的課題の統合的解決を図ることで、新たな価値やにぎわいを創出し続ける持続可能な都市を目指しています。

このような本市の SDGs に関する位置付けや各種取組状況等を踏まえ、SDGs の17の目標のうち、「1 貧困をなくそう」「3 すべての人に健康と福祉を」「4 質の高い教育をみんなに」「5 ジェンダー平等を実現しよう」「8 働きがいも経済成長も」「10 人や国の不平等をなくそう」「11 住み続けられるまちづくりを」「16 平和と公正をすべての人に」の8つの目標の達成に本計画が寄与することを念頭に置きながら、施策の検討や具体的な取組を進めていくこととします。

図表 1-2 SDGsの17の目標



3 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間とします。

国の自殺総合対策大綱が概ね5年に一度を目安として見直されていることから、国の動きや自殺の実態、社会状況の変化等を踏まえ、本計画も5年に一度、内容を見直し改定します。

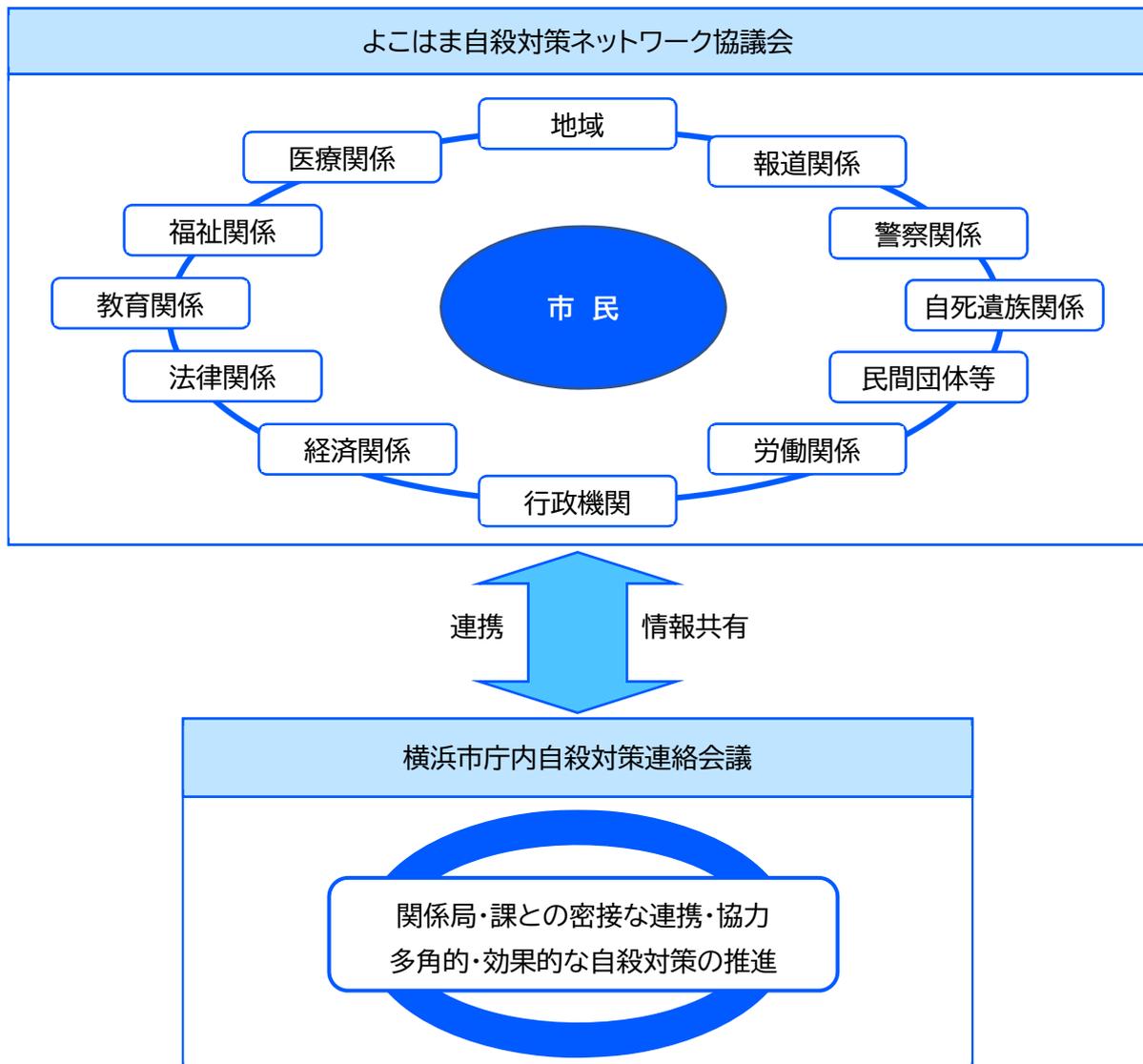
4 自殺対策の推進体制

自殺対策は、家庭、学校、職場、地域など社会全般に深く関係しているため、総合的な自殺対策を推進するためには、地域の多様な関係者が連携・協力することが重要です。

本市では、「よこはま自殺対策ネットワーク協議会」において、情報共有や連携強化、また関係機関同士の協働等により、自殺対策の推進を図っています。

また、「横浜市庁内自殺対策連絡会議」において、計画の進捗状況や課題を共有し、より効果的な事業推進や連携を図っています。

図表 1-3 自殺対策の推進体制



5 計画の進行管理

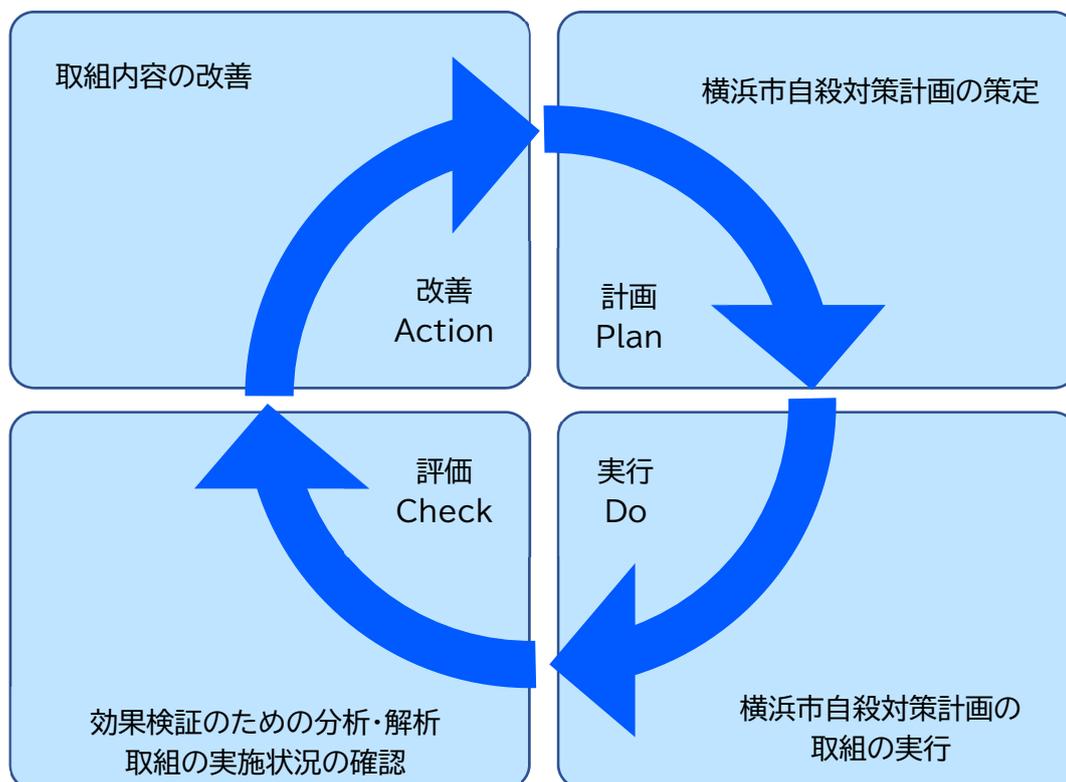
自殺総合対策大綱では、地域レベルの実践的な取組を、PDCAサイクルの考えのもと推進することが掲げられています。これにより、国と市町村とが協力しながら、PDCAサイクルを通じて、自殺対策を常に進化させながら推進していくことが求められています。

また、「横浜市中期計画」においては、データに基づくPDCAサイクルを基盤として、マネジメントサイクルを確立していくことが掲げられています。

以上を踏まえ、本計画の進行管理においては、PDCAサイクルの考え方を活用し評価を実施します。毎年、人口動態統計や自殺統計の解析による自殺の状況や本計画に基づく施策の推進状況を把握し、よこはま自殺対策ネットワーク協議会に報告し、評価を行います。その際、ロジック・モデル³の考え方を参考として各種指標を活用し、計画の効果の把握を行うことに努めます。

この評価に加え、計画を推進するうえでの社会経済状況の変化、自殺をめぐる諸情勢の変化等を踏まえ、5年ごとに計画の見直しを図ります。

図表 1-4 PDCAに基づく計画の進行管理



³ ロジック・モデルとは、組織や事業が将来的に目指す長期的な成果を設定した際に、その達成のために必要な道筋を体系的に図式化したものです。